

都道府県名：_____

担当部課名：_____

記入者氏名：_____

ふるさと文化財の森に関する情報

1．当該地の名称	
2．当該地の所在地	
3．当該地の所有者	
4．当該地の管理者	
5．情報の公開	
6．制限	
7．形態	
8．管理体制	

ふるさと文化財の森に関する情報記入要領

別紙1「ふるさと文化財の森に関する情報」については、以下の要領に従い記入してください。不明な箇所については空欄で構いません。

1 当該地の名称

候補地となり得る地域の名称を記入してください。正式な名称でなくても構いません。(例： 地区の森, 寺境内林など)

2 当該地の所在地

候補地となり得る地域の所在地を記入してください。森の範囲が不明の場合は、おおよその所在場所で構いません。(例： 市 地内など)

3 当該地の所有者

候補地となり得る地域の所有者の名称を記入してください。

4 当該地の管理者

候補地となり得る地域の管理者の名称を記入してください。

5 情報の公開

別紙「ふるさと文化財の森設定要件について」を参照の上、当該地の資材について、情報提供の可否、可能であればその内容等を記入してください。

6 制限

別紙「ふるさと文化財の森設定要件について」を参照の上、当該地の資材について、制限の有無、内容等について記入してください。

7 形態

別紙「ふるさと文化財の森設定要件について」を参照の上、当該地の資材について、形態を記入してください。

8 管理体制

別紙「ふるさと文化財の森設定要件について」を参照の上、当該地の資材について、その管理体制を記入してください。

「ふるさと文化財の森」設定要件について

平成24年8月10日
文化庁文化財部長決定

1 目的

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材，高品位材等，市場からの調達が困難なもの），檜皮，茅，漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに，当該資材に関する技能者を育成し，またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うため，ふるさと文化財の森を設定する要件を示す。

2 設定における共通の事項

- (1) 賛同：「ふるさと文化財の森」の原則に賛同する意志があること。
- (2) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の所在地
 - (イ) 当該設定地の所有者
 - (ウ) 当該設定地の管理者
- (3) 普及啓発：文化財建造物の保護における資材の重要性に関する普及啓発に貢献できること。
- (4) 解除：設定時の要件が満たされなくなった場合には，設定の解除が行われることに同意すること。

3 資材ごとの事項

〔檜皮〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの資材出荷時期
- (2) 制限：檜皮の採取，搬出に制限のないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 平均胸高直径が30cm以上の檜が1箇所の設定地に数百本程度存在すること。
 - (イ) 現地へのアクセスに特段の障害のないこと。
 - (ウ) 良好な歩行性が確保できているか，または整備によりその可能性があること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 檜皮採取経験のない場合には，適切な時期に荒皮剥ぎが実施できること。
 - (イ) 設定地区における管理の方針の下，少なくとも3回の檜皮採取を行える長期の計画があること。
 - (ウ) 立木周囲の下草刈り，幹周囲の蔦類撤去などの施業管理が行われること。

〔木材〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積，林齢等の森林現況
 - (イ) 当該設定地における立木の伐採または販売の予定・方法等の概要
- (2) 制限：伐採等に制限がないか，またはその程度が弱いこと。
- (3) 形態
 - (ア) 1箇所の所在地面積は，概ね2～3ha以上を原則とすること。ただし，供給可能木が少なく，かつ，伐採木の搬出が容易である場合はこの規模未満でも差し支えない。
 - (イ) 所在地に生育している立木の相当割合が，現に，建造物修理用として見込むことができる樹高・胸高直径に達しているか，または近い将来達する見込みがあること。
 - (ウ) スギ・ヒノキの人工林については概ね100年生以上であること。
 - (エ) 病虫害等の被害を受けていないこと，またはその蔓延の恐れが少ないこと。
- (4) 管理体制
 - (ア) 通常の保育等の施業管理が実施されていること。
 - (イ) 伐採木の搬出が不可能でないこと。

〔茅〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：茅の採取，搬出に制限がないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 1箇所の設定地面積が1ha以上であること。ただし，個人の所有に係る場合は1a以上であること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 2年に1回の火入れが可能なこと。あるいは，毎年の一斉刈り払いが行えること。
 - (イ) 設定期間中は当該設定地を茅場以外の用途に変更しないこと。

〔竹〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：法令等により禁伐等指定がされていないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 高品質材を生産するため，栽培者の可能な施業面積とする。
- (4) 管理体制

- (ア) 竹に関する団体等（竹文化振興協会等）が高品質維持と情報管理を支援する体制であること。
- (イ) 竹種にあう栽培管理が行われていること。

〔苧殻〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：大麻取締法により都道府県知事による栽培免許の許可を取得していること。
- (3) 形態
 - (ア) 個人の場合，1箇所の供給地面積が1a以上であること。ただし，高品質維持と栽培者の可能な施業量を考慮する場合，この限りでない。
 - (イ) 団体の場合，1箇所の供給地面積が1ha以上であること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 個人の場合，地元行政等が高品質維持と情報管理を支援する体制であること。
 - (イ) 団体の場合，生産技術の個人差を団体が適切に判断・指導し，高品質な苧殻を供給できる体制であること。

〔い草，七島い〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：圃場に特殊な施業の指定がされていないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 個人の場合，1箇所の供給地面積が1ha以上であること。ただし，高品質維持と栽培者の可能な施業量を考慮する場合，この限りでない。
 - (イ) 団体の場合，1箇所の供給地面積が50ha以上であること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 個人の場合，協会等が高品質維持と情報管理を支援する体制であること。
 - (イ) 団体の場合，生産技術の個人差を団体が適切に判断・指導し，高品質な畳表を供給できる体制であること。

〔漆〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：漆の採取，搬出に制限がないこと。
- (3) 形態

採取適齢期の漆が1箇所の供給地に数百本程度存在すること。ただし、高品質維持と採取者の可能な施業量を考慮する場合、この限りでない。

(4) 管理体制

(ア) 立木周囲の下草刈り，幹周囲の蔦類除去などの施業管理を行うこと。

(イ) 殺し掻きの場合，漆採取後に植林等を行い，継続的な漆採取に努めること。

ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱

平成18年10月17日
平成23年4月1日改正
平成30年10月1日改正
文化庁長官決定

1. 目的

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うふるさと文化財の森システムを推進する。

2. 事業内容および実施方法

ふるさと文化財の森システムを推進するため以下の事業を実施する。

(1) ふるさと文化財の森の設定

文化庁は、文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林としてふるさと文化財の森を設定する。

設定は、資材毎に別に定める設定要件を満たした土地の範囲を対象に行なう。

設定は、ふるさと文化財の森候補地所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき行なう。

設定は、所有者等に通知して行うものとし、所有者等に設定書を交付する。

文化庁は、ふるさと文化財の森が設定要件を満たさなくなったとき、その他特別の理由があるときは設定を解除する。

設定及び解除は、ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の助言を得て行う。

文化庁は、ふるさと文化財の森の所有者等を顕彰する。

文化庁は、ふるさと文化財の森の所有者等に対して説明板を供与する。

文化庁は、ふるさと文化財の森の候補地調査及び設定後のモニタリングを行う。

ふるさと文化財の森の所有者等に対して、文化財建造物の保存のために必要な良質な資材の生産及び文化財建造物の保存事業への積極的な資材供給並びに伐採計画等の情報公開に努めることを求める。

ふるさと文化財の森の所有者等に対して、ふるさと文化財の森を資材採取等の研修及び文化財修理用資材等に関する普及啓発に活用することについて協力することを求める。

(2) 資材採取等研修事業の実施

資材採取等の技能の向上と後継者の養成を図るため、資材採取等研修を実施する。

(3) 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業の実施

文化財修理用資材等に関する普及啓発事業として、公開セミナー、研修、体験学習、展示、修理現場公開等を行う。

事業は、地方公共団体、民間活動団体等で、事業の適切な事務処理を行うことができるものと認められるものに委嘱して、若しくは文化庁が実施する。

(4) 研修及び普及啓発のための施設への支援

文化財建造物の保存のために必要な植物性資材採取等のための研修及び普及啓発のための資料展示等を行なう地域拠点施設として地方公共団体が設置するふるさと文化財の森センターを支援する。

(5) 管理業務への支援

植物性材料の供給の安定化及び促進を図るため、ふるさと文化財の森の所有者等に対して、文化財建造物保存修理に使用される資材の育成に必要な管理業務を支援する。

3. ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の設置

(1) 設置の目的

文化庁がふるさと文化財の森システム推進事業を促進するにあたり、その適切な執行のため、当該分野の専門家及び学識経験者等より意見を聴取することを目的に設置する。

(2) 協議事項

ふるさと文化財の森の設定及び解除に関すること

その他、ふるさと文化財の森システム推進事業に関すること

(3) 構成

文化財建造物に必要な資材に関する幅広い識見を有する者7名程度で構成し、必要に応じて臨時委員を置く。

(4) 委員の任期

任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(5) 委員会の開催

委員会は原則として定例会と必要に応じて開く臨時委員会とする。

(6) 委員会の庶務

委員会に関する庶務は、文化庁文化資源活用課が担当する。

4 . その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。